## 大規模小売店舗立地法特例措置スキーム(概要)

## 1. 特例区域の指定(概要)

市町が特例区域案を提出

県 が 公 聴 会 等 を 開 催(必要があると認められるとき)

県が特例区域案を作成・市町と協議

県が特例区域案を公告・縦覧

2週間(縦覧期間)

□ 住民等が意見提出

県が特例区域を指定(決定)

県 が 特 例 区 域 を 公 告 (第一種特例区域については、国が中活法に基づく基本計画を認定した場合のみ指定可能)

## 2. 区域指定後の大店立地法の手続(概要)

## 第一種特例区域

第二種特例区域

大店立地法の手続は全て不要

つ

なる

大店立地法の手続は説明会開催まで手続不要 添付書類の簡素化

設置者が県に大規模小売店舗の新増設・変更を届出 【5-1】【6-1】【6-2】

県 が 届 出 の 概 要 を 公 告 ・ 縦 覧 【5-3】[6-3】

|設 置 者 が 届 出 に 係 る 地 元 説 明 会 を 開 催 【7-1】

|地元市町村、住民等が届出に対する意見を提出 【8−1】【8−2】

|県が地元市町村、住民等の意見の概要を公告・縦覧 【8−3】

| 県 が 設 置 者 に 届 出 に 対 す る 意 見 を 通 知 【8-4】

部|県 が 意 見 の 概 要 を 公 告 ・ 縦 覧 【8-6】

|設置者が県に変更届出又は未変更を通知 【8-7】

県が変更届出又は未変更通知の概要を公告・縦覧 【8−8】

|地元市町村が県に変更届出又は未変更通知に対する意見を提出 【9-1】

|県 が 設 置 者 に 勧 告 を 実 施 【9-1】

続 県 が 勧 告 内 容 を 公 告 [9-3]

| 設 置 者 が 県 に 勧 告 を 踏 ま え た 変 更 を 届 出 【9-4】

県 が 変 更 届 出 を 公 告 ・ 縦 覧 【9-5】

【塗りつぶした部分が不要となる手続き】